

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(大阪シティバス株式会社)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である大阪シティバス株式会社に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

大阪シティバス株式会社

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

都市交通局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	指摘事項 1
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項 3
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的及び本市が策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3) 補助金の申請及び使用実態が適切でないリスク	ア 補助金交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、事業計画や補助金交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 実績報告書と補助対象事業の実施状況とは整合しているか。	—
(4) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 1
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理（本市からの分担金及び交付金に関するものを含む。）は適切か。	—
(5) 過去の監査指摘に対応していないリスク	ア 平成29年度に実施した交通局総務部及び交通局所管出資団体における監査指摘について、措置内容が本市から適切に継承されているか。	指摘事項 2

（注） 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の会計処理について改善を求めたもの

財務報告に際しては、全ての点において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び各種税務関連法令に準拠して適正に会計処理がなさなければならない。

しかし、今回の監査において、本法人の会計処理を確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の13第1項によれば、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が法人の市町村民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならないとされている。

しかし、本法人では、本市以外に守口市においても事務所等とみなされる守口営業所を有しているが、守口市には法人市民税を申告納付していなかった。

- ・ 企業会計原則の第二．一．A（発生主義・実現主義の原則）によれば、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならないとされている。

しかし、本法人では、従業員向けの貸付金について、個人別の貸付状況（新規貸付及び全額免除）を把握しているものの、毎月の就業に応じた貸付金の減額の把握が適時に行われていなかった。

この結果、令和2年度決算書の貸借対照表に計上されている短期貸付金の残高について、当該貸付金残高（15,795千円）が過大となっており、同額の営業費用が過少に計上されていた。

これらは、本法人が税金計算・税務申告業務に関する理解が不十分であったこと及び適正な財務報告をするための決算業務体制が確立されていなかったことが原因である。

現状では、申告納付すべき税金の計算及び財務報告を誤るリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 本法人は、決算報告書の重要性を再認識し、適正な財務諸表を作成するため、最新の税務関連法令並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に関する知識の習得を含め、当該業務に携わる社員の会計スキル全般の向上に努められたい。

2. 本法人は、従業員向け貸付金の残高が決算書に適切に計上されるように、毎月の就業に応じた減額等が反映されているかを確認するなど、各四半期又は決算時に短期貸付金の残高を適切に把握ができる体制を講じられたい。

2 現金残高の照合について改善を求めたもの

平成 29 年度に実施した本市監査委員監査において、本法人が経理規程に従った釣銭現金管理の帳簿照合に関する記録が残されていなかったことを指摘した。これを受けて、本法人は、業務の適正性を確保しつつ、実態に即した見直しを検討の上、経理規程を改正し、管理ルールの徹底を図る措置を講じたとのことである。

本法人の経理規則第 19 条第 1 項によれば、経理課長は、経理課の手持現金残高と金銭出納簿の残高を毎月末日現在で照合しなければならないとされている。

しかし、今回の監査において、本法人の手持現金残高と金銭出納簿の残高の照合状況について確認したところ、経理規則に基づく残高照合を行っていないことが確認された。

これは、人事異動の際に手持現金の残高照合に係る事務執行が適切に引き継がれていなかったことが原因である。

現状では、貸借対照表の現金残高が誤って計上されるリスク及び不合理な現金過不足が発生した際に適時に認識できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

本法人は、手持現金の残高照合について、定期的に実際有高に係る報告と会計帳簿残高を照合確認する体制を講じるとともに、ルールの周知徹底を図られたい。

3 固定資産の現物管理について改善を求めたもの

固定資産の管理に際しては、実物を定期的に実査する必要がある、本法人では経理規則第 30 条に基づき、毎会計年度 1 回以上、固定資産の実査を行うこととされている。

しかし、今回の監査において、本法人の固定資産の実査状況を確認したところ、平成 30 年 4 月以降、実査を行っていないことが確認された。また、固定資産の実査を行うための手続等が作成されていないことが確認された。

これは、本法人が固定資産の現状調査の重要性の認識が不十分であったことが原因である。

現状では、固定資産の紛失等が適時に認識されないリスク及び本法人が保有する固定資産の現物の状況が適時に把握できず、固定資産台帳に誤った情報が登録され、その結果として貸借対照表に正確な固定資産が計上されない、又は減価償却や固定資産の除売却に係る損益が適切に計上されず、誤った損益計算書が作成されるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

本法人は、固定資産の実査が適切に実施されるよう、規程等で実査結果の報告先を明確にするとともに、複数年にかけて固定資産全体を現物確認する等、効率的かつ効果的に実査が実施できるマニュアルを制定し、周知徹底されたい。

第7 その他

なし